

# 中小企業信用保険法第2条第5項第2号口 の規定に基づく認定申請案内

## 1 概要

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と間接的な取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

## 2 認定対象者

市内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）であること。

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものを除く。

## 3 認定要件

国の指定する案件に係る事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス10%以上※の見込みである者

※通常はマイナス20%以上ですが、平成14年3月から、マイナス10%以上に緩和中です。

## 4 指定案件

現在の国の指定案件は、中小企業庁のホームページで御確認ください。

※「セーフティネット2号 指定案件」でウェブ検索してください。

## 5 申請方法

### (1) 提出書類

「中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づく認定申請書類一覧」（最終ページを御確認ください。）のとおり

### (2) 申請方法

(1)の書類を地域経済振興室に持参してください。

※郵送による申請を希望される場合は、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。）

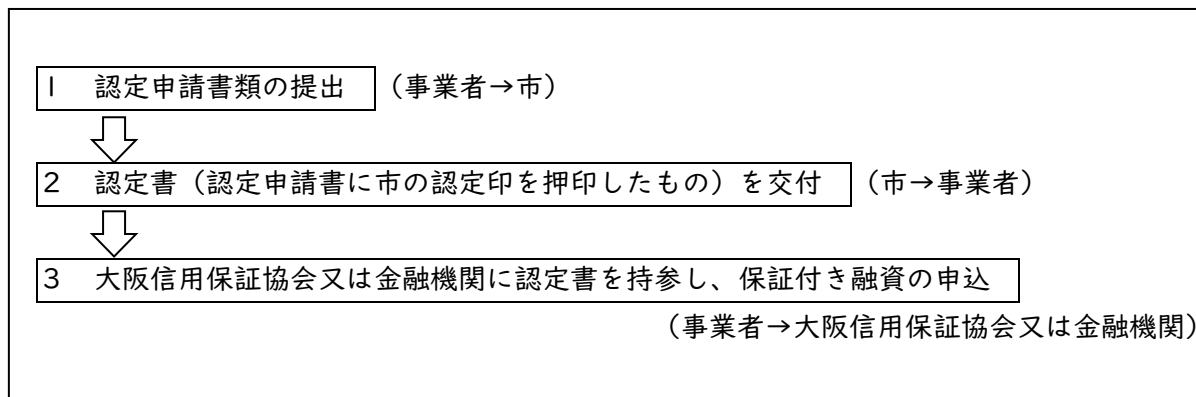
※金融機関、従業員その他の代理人による申請は委任状が必要です。

### (3) 申請受付期間

事業活動の制限に係る国の指定期間中

※「4 指定案件」を御確認ください。

## 6 認定申請及び認定書交付手続きの流れ



## 7 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro\_s@city.suita.osaka.jp

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づく認定申請書類一覧

	提出書類	備 考
①	中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書（その1）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
②	中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書（その1）市控え	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
③	中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書（その2）	様式をホームページからダウンロードして御使用ください。
④	月別売上表	(1)様式をホームページからダウンロードして御使用ください。 (2)売上高等は、必ず1円単位で決算書・確定申告書の売上高等との一致を確認してください。
⑤	吹田市内事業所の所在地が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 履歴事項全部証明書 （申請日の3か月以内発行のもの） 【個人事業主の場合】 直近の確定申告書【第一表】 ※税務署の受付印又は受付メール詳細が必要です。 ※吹田市内事業所の所在地が確認できない場合は、開業届、営業許可書等が必要です。
⑥	事業活動の制限を実施している事業者との取引規模・取引依存度が確認できる書類	月別試算表、売上台帳又は仕上台帳、総勘定元帳等（概ね最近6か月又は1年間の総取引額と当該事業者との間接的な取引額のわかるもの）
⑦	売上高等が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 直近の決算書類のうち、 ア 損益計算書 イ 法人事業概況説明書 （月別売上が確認できる表を含む。） 【個人事業主の場合】 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
⑧	委任状	代理申請の場合に必要です。 様式をホームページからダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。 【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。